

紹介

◎中世に於ける水運の發達

徳田 敏 一 著

著書徳田君は昭和十年八月二十七日近年稀に見る學才を抱いたまゝ、二十四歳の若さで白玉樓中の客となられた學徒である。私は最初に先づ其の死を痛恨しつゝ、此の堂々たる論著が、かかる若人の筆に成れるものなる事を且つは驚き、且つは喜び、且つは名残惜しい事に思ふ。そしてその卒業論文を（出版するために必要な程度の改補を加へて）上梓されたのが即ち本書である。本書出版に至るまでの西爾虎之助氏の骨折と、交友の人々の努力とは、學界近時の美譽として、私は心からの贅辭を呈したい。これ私が今こゝに本書の内容を吟味咀嚼する暇もないに拘らず、紹介の筆を走らせた所以である。

本書は序論、本論、結論の三部から成り、附録として既に他の雜誌類に發表された二篇を添へたものであるが、本論は

第一章莊園制に於ける水運の發達（第一節年貢物の輸送、第二節年貢物の商品化）、第二章商業の發展に伴ふ水運の隆盛（第一節商品輸送の増加、第二節交通業者の發達と港灣の發展、第三節交通技術の進歩と海商法の成立）、第三章水運の

發達に對する障礙（第一節關稅の障礙、海賊の跳梁、第四章戰國時代に於ける水運の躍進（第一節戰國諸侯の水運政策、第二節近世的水運への移行）

から成つて居るが、其の論旨概ね妥當であつて可なり細い方向にまで研究の鋭鋒が向けられて居つた。就中、海商法の成立の項は多大の興味を感じたのであつたが、もう少し史料を蒐めたならばの感が深い。

何と言つても、これだけの論文を二十四歳で纏めた鋭才に驚く。（東京目黒、章華社發行、三、五〇）（中村）

◎吉備津彦神社史料 文書篇

崇神天皇の四道將軍派遣に際し、吉備國に吉備津彦が派せられたのは、決して偶然的の意味からではなく、吉備國を支配管領する事が、大和朝廷の安固のために絕對に必要であつたからであらう。さればその吉備津彦の一族が山陽の中心地たる吉備地方に蟠居する事年久しく、隱然、一王國の觀を以て、確乎たる勢力を扶植したものである事も白明であらう。そして其の一族は、常に吉備津彦を尊神とする吉備津彦神社を以て、其の一族凝集の中心軸とした。従つて當今官幣中社吉備津彦神社は備中國に儼然として齋き祭られてあり、長く地方の名社としてその神威弘く山陽の東西に光被したが、吉備の國が分れて前中後の三國となるや備前國にも備後國にも、それ〴〵吉備津彦の神社が分祀される事となり、且つそれ〴〵の國の一宮となり

三國を統べて其の神威の下に我が國史の進展に多大の寄與を成されたのであつた。本書はその備前にある一宮吉備津彦神社を中心とし、舊社家の所有する文書類を蒐集したもので、中國隨一の大社を中心としての社務行政は勿論、地方の生活經濟を窺ふに足るは勿論、何分にも一大勢力である一つの吉備王國の史料であるから、事の中央政界に關する史料も極めて多い。

本社所有のものは文龜二年の神社縁起寫を初めとして、百二十一通の文書を收め、舊社家のものとしては、社務大守家文書六十四通、左行事大守家文書二通、三老和氣島家文書二通、一彌宜小山家文書十通、七禰宜深井家文書三通、金山寺文書五通、弘法寺文書安養寺文書水原家文書各一通、尾上村大庄屋則武家文書十四點を收め加ふるに十三葉の挿入圖版がある。

本社の文書では、やはり寫眞として挿入されて居る吉田兼右と大内義隆との神道問答書とか、天文十三年七月吉田兼右自筆の龜卜次第とか、天文二十二年八月の足利義隆の一日も早く入洛せしめば、代官兼右を以て參宮すべしとて伊勢大神宮に立願した願文の如きは、中國筋に對する吉田神道の勢力増進を見るに足るべく、御神事繪卷の一卷は、さうまで古い資料ではないけれども、近時神社の特殊神事が大に研究されて居る際とて、其方面研究者へのアトラクトであらう。社務大守家文書の中には足利義隆・足利持氏以下戰國諸侯の感狀があるが、吉備津の社家が又一面に於て、一かどの武將としての勢力を有したものである事を暗示するものであり、文龜元年五月一日の吉田兼右

が關白一條兼良に神道の祕事を授けた傳授狀の如きは珍中の珍である。

又本社及び各舊社家等が大抵十二點宛所有する吉備津社の縁起の中には、荒唐な物語もないではないけれども、其中から地方人士の舊い信仰の佛を求むる事が出來よう。

かうした文書が、上梓される事は學界のために最も慶賀すべき事であると共に、此の多數の史料を整理印刷された廣野三郎氏の勞力を多とし、又出版の援助を惜まれなかつた黒正巖博士の義舉に感謝するものであるが、同時に一般に公刊して學界人の手にする事を容易ならしめなかつた事に遺憾の念を表する。

(岡山、御津郡一宮村、吉備津彦神社發行、非賣品)(中村)。

○阿蘭陀風説書の研究

日本古文化研究所報告 第三

板澤 武雄 著

阿蘭陀風説書とは徳川時代長崎に入港するオランダ船が毎回幕府に呈上した海外情報である。蓋し徳川幕府は吉利支丹禁止の必要から遂に世界史上他に殆んどその類を知らぬほどに嚴格なる鎖國を斷行するに至つたが、實はその目的を徹底せしめる爲にも海外に於ける彼等の動靜は之を知る必要があつた。この目的の爲に利用せられたのが、ヨーロッパ人中唯獨入國を許されたオランダ人であつて、彼等は長崎に入港する毎にその地の奉行を通じてキリスト教國民、就中ポルトガル、イスパニア兩國